# 滋賀県トラック協会物流事業者経営改善支援金支給要綱

（趣旨）

第１条　一般社団法人滋賀県トラック協会会長（以下「会長」とする。）は、滋賀県から交付される物流事業者経営改善補助金を用いて、「2024 年問題」と言われるドライバーの時間外労働の上限規制の適用に加え、燃料費等物価高騰の影響により厳しい経営環境にある、県内中小貨物運送事業者の経営改善を図ることを目的として、依頼主との価格交渉による取引条件の見直しや従業員の賃金水準の向上への取組を対象に、令和７年度に限り予算の範囲内で支援金を支給することとし、その支給に関しては、この要綱の定めるところによる。

（支給対象事業者）

第２条　支援金支給の対象となる事業者は、次の要件を満たす者とする。

（１）　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第１項に規定する一般貨物自動車運送事業（いわゆる霊柩事業のみ営む者を除く。）または特定貨物自動車運送事業を行うもの。

（２）　滋賀県内に本社もしくは営業所を置く法人または住所地を有する個人事業主であること。

（３）　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第２条第１項に規定する中小企業者および中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）第３条第１項に規定する中小企業団体であること。

（４）　次のいずれかに該当するものは除く。

ア　発行済株式の総数または出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業

イ　発行済株式の総数または出資金額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業

ウ　大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業

（５）　本人または本人の同居者等が、次のいずれにも該当しない者であること。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ　暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力しまたは関与している者

オ　暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
カ　アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

（支給対象事業等）
第３条　支給対象事業および支給額は、別表のとおりとし、次条に定める期間に行われるものを対象とする。

（支給対象期間）
第４条　支給対象期間は、令和７年６月２日から令和７年９月３０日とする。

（支援金の申請）
第５条　申請者は、支援金の支給を申請しようとするときは、予め次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。
（１）物流事業者経営改善支援金申請書（様式１）
（２）経営改善等実施計画書（様式２）
（３）誓約書（様式３）
（４）運送事業の許認可証（協会会員を除く。）
（５）選任運転者名簿（様式４）
２　申請者は、支援金の支給にあたり、運送契約の依頼者と運賃等の交渉を行い、その実績について次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。
（１）物流事業者経営改善支援金支給申請書（様式５）
（２）荷主等との交渉記録（様式６）
（２）経営改善等実績報告書（様式７）
３　会長は、必要があると認めるときは、申請者に対し、第１項および前項の規定による書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

（書類の提出期限）
第６条　申請書の提出期間は令和７年６月２日から令和７年１０月７日とする。なお、期日を超えた申請は受け付けないものとする。

（支援金の支給審査および支給決定）
第７条　会長は、第５条第１項および第２項の申請があったときは、審査の上、支援金の振込をもって支給決定する。

（申請の取下げ）
第８条　申請者は、各申請期間中に限り、第５条の支給申請を取り下げることができる。

（支給決定の取消し）

第９条　会長は、第５条の支給申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　この要綱の規定に違反したとき。

（２）　偽りその他不正な手段により支援金を受給したとき、又は支給を受けようとしたとき。

（３）　支援金申請者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するに至ったとき。

（４）　その他法令に違反したとき。

（支援金の返還）

第 10 条　会長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が支給されているときは、当該取消しの日の翌日から起算して 15 日以内の期限を定め、その返還を命ずることができる。

２　会長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することができる。

（加算金および遅延利息）

第 11 条　支援金申請者は、前条第１項の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した加算金を会長に納付しなければならない。

２　支援金申請者は前条第１項の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.75 パーセントの割合で計算した遅延利息を協会に納付しなければならない。

（調査等）

第 12 条　会長は、本事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、本事業に関する調査等を実施することとし、支援金申請者及び支給決定を受けた者はその調査等に応じなければならない。

（関係書類の保存期間）

第 13 条　申請者は、支給事業に係る帳簿および証拠書類を、当該支給事業の完了後１０年間保存しなければならない。

（その他）
第 14 条　この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則
この要綱は、令和７年４月２３日から施行する。

別　表

| 支給対象事業および支給額 |
|---|

１　支給対象事業

第２条各号に定める支給対象事業者が行う、運送契約に係る荷主等との価格交渉

２　支給額

価格交渉１回あたり 15,000 円

３　支給限度額

| 選任運転者数<br>（１社雇用数） | 上限額 |
|---|---|
| １～１０人 | 45,000 円 |
| １１～２０人 | 90,000 円 |
| ２１人～３０人 | 120,000 円 |
| ３１人以上 | 150,000 円 |

４　対象外事業

本支援金以外の県または国の補助金等を受けて実施する事業